

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 企業における省エネ設備等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および産業労働部産業技術課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するものをいう。ただし、別紙1に記載する事業者（みなし大企業）を除く。

2 この要領において、「製造業または商業・サービス業」とは、日本標準産業分類をもとに、別途知事が定める事業者をいう。

(補助事業者)

第3条 要綱第2条に規定する補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福井県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 製造業または商業・サービス業を営む者であること
- (3) 福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと
- (4) 「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること（ただし、個人事業主は不要。）
- (5) 補助事業の導入効果の検証または情報発信に協力すること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人もしくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
- (8) 役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を

締結し、これを利用している個人または法人等

- 3 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 原油価格高騰枠については、上記に加え、下記の要件を満たす者とする。
 - (1) 直近2ヶ月における、燃料・電気・ガス等のエネルギー関連経費の合計が、前年同2か月よりも5%以上増加していること
 - (2) (1)におけるエネルギー関連経費とは、補助対象設備を設置する事業所等において負担する燃料費、電気料金、ガス料金等のうち、更新対象設備の稼働に使用するエネルギーの種類に応じた経費をいう

(補助事業の内容)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、製造業または商業・サービス業に使用する既存の稼働設備を次のいずれかの設備に更新する事業とする。ただし、(5)は製造業に使用する設備とする。また、国または地方公共団体の施設の設備を除く。

- (1) 既存の照明機器等に対して30%以上省CO₂効果のあるLED
- (2) 調光制御機能を有するLED
- (3) 既存の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果のある高効率空調機器
- (4) 既存の給湯機器等に対して30%以上省CO₂効果のある高効率給湯機器
- (5) 既存の生産設備に対して30%以上省CO₂効果のある高効率生産設備（既存の生産設備に対して30%以上省CO₂効果をもたらす省エネ機能を付加する場合を含む。）
- (6) 既存の冷凍冷蔵設備に対して30%以上省CO₂効果のある冷凍冷蔵設備

2 原油価格高騰枠として、次に掲げる設備を補助対象設備とする。補助金の交付の対象となる事業は、製造業または商業・サービス業に使用する既存の稼働設備を次のいずれかの設備に更新する事業とする。ただし、(2)は製造業に使用する設備とする。また、国または地方公共団体の施設の設備を除く。

- (1) 既存の稼働設備に対して30%以上の省CO₂効果または年間5t以上のCO₂削減量のある設備
- (2) 既存の生産設備に対して30%以上省CO₂効果のある高効率生産設備（既存の生産設備に対して30%以上省CO₂効果をもたらす省エネ機能を付加する場合を含む。）

3 前項の(1)における既存の稼働設備および更新後の設備とは、以下の設備とする。

- ① ボイラ等
- ② 産業ヒートポンプ等
- ③ 変圧器等
- ④ 産業用モータ等
- ⑤ コージェネレーション等
- ⑥ 工業炉等

(補助事業の経費の範囲)

第5条 要綱第2条に規定する補助事業の経費（以下「補助対象経費」という。）の範囲は、別紙2のとおりとする。

2 補助対象経費に関して、この要領で定める補助金以外の補助金等を受給してはならない。

(補助金の補助率および上限額)

第6条 補助金の補助率は、1／2以内とする。

2 補助金の上限額は、補助事業者あたり600万円とする。

3 原油価格高騰枠については、補助事業者あたり1,000万円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請については、同一補助事業者につき同一年度に1回限りとする。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付規則第5条および同規則第6条の規定に基づき補助金交付の決定を行い、同規則第7条の規定に基づき申請者に交付の決定を通知する。

(補助金の交付の条件)

第9条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の総額の20%を超えない増額および減額もしくは経費区分の配分の20%を超えない変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助金の交付の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) 補助金の額の確定後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を福井県に納入させることがあること。

2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画変更承認申請書（様式第2号）

(2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込ま

れるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、交付規則第10条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して1か月以内または令和9年2月26日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(是正命令等)

第13条 知事は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときには、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、交付規則第13条の規定に基づき、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 この補助金は、交付規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(財産保管の義務)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第7号）を備え、その写しを知事に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を処分しようとするとき（目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件と交換し、または担保に供しようとするとき）は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく取得財産等の処分等による収入金報告書（様式第9号）を提出させるものとする。

3 知事は、第1項の承認をした、または前項の収入の報告があった補助事業者に対し、当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について当該補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年よりも長い場合は、その財産処分制限期間保存しなければならない。

(補助事業の効果の把握)

第19条 補助事業者は、補助事業の実施によるエネルギー使用の削減量等の事業効果について、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度4月30日までに、導入効果報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(成果の報告等)

第20条 補助事業者は、知事から補助事業の成果等についての報告等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月7日から施行する。

別紙1 みなし大企業（第2条関係）

次の（１）～（５）のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）

- （１）発行済株式の総数または出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数または出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者
- （４）発行済株式の総数または出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

別紙2 補助対象経費の範囲（第5条関係）

経費区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費 ※機器本体のみに係る費用が補助対象であり、設置工事や付帯設備等に係る費用は補助対象外となる。
以下に係る経費は、補助対象外経費とする。 ア 分離して購入可能な後付けの家電に類する設備機器 ・ 高効率空調設備のうち、窓用エアコン、蓄熱電気暖房機、F F 式暖房機等 ・ 照明設備のうち、容易に脱着ができる照明器具（引掛シーリング等）、プラグで接続する照明器具、電球の交換など工事を伴わない器具の交換等 イ 住宅用途の建物で使用する設備（戸建て住宅および集合住宅における空調設備、照明設備等） ウ 非常時に使用することを主たる目的とする設備（非常灯等） エ 避難口誘導灯 オ 導入する設備が兼用設備または将来用あるいは予備用の設備 カ 省エネ目的と関係ない機能やオプション等（ただし、当該オプションまたは付帯設備が一体不可分の設備である場合を除く。） キ 可搬型の設備 ク 中古設備 ケ リース契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共同購入する設備 コ 購入設備の運搬、調整、据付け、消耗品、管理費等に要する経費 サ 既存設備の廃棄、撤去等に要する経費 シ 消費税および地方消費税 ス 振込手数料（ただし、振込手数料を振込先の事業者が負担することが請求書に明記されている場合には、振込額と振込手数料の合計額が支払額となるため、振込手数料は補助対象とする。） セ その他、県が補助事業に要する経費として対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等	

（注記）

- 1 既設設備と導入する設備（補助対象設備）の使用用途が同じであること。
- 2 法的な安全上の基準等を満たしていること。
- 3 補助事業者自身、親会社、子会社、関連会社、関係会社から調達を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上すること。
- 4 設備の導入等前後において、能力または容量・台数などに差がある場合は、理由書を添付すること。
（例 空調能力の増→生産機器の増台により熱負荷が増大したためメーカーに空調負荷の検討を依頼し適正な機器選定を行ったため）
（例 空調能力の減→生産工程の見直しにより工場内に間仕切りを設置し空間面積を縮小したため）